

東かがわ市地域おこし協力隊 インターン隊員募集要項



令和7年7月
東かがわ市

1 事業の目的

人口減少・高齢化等の進行が著しい東かがわ市において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、本市の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持・強化に資することを目的として、地域おこし協力隊を導入しています。

今後の地域おこし協力隊員の応募につなげるため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年3月31日付け総行応第38号）に基づき、東かがわ市地域おこし協力隊インターン（以下「協力隊インターン」という。）を実施します。

2 業務概要

地域おこし協力隊インターン隊員（以下「インターン隊員」という。）として、2週間以上1カ月以内の期間、「別紙 東かがわ市地域おこし協力隊インターン活動内容一覧」記載の地域活動等に従事していただきます。

3 活動内容

「別紙 東かがわ市地域おこし協力隊インターン活動内容一覧」を参照ください。なお、1つの受入先での活動が1週間の場合は、2つ以上を組み合わせることで2週間以上の活動になるように応募してください。また、1人あたり1カ月を超える応募はできません。

4 応募要件

次の要件をすべて満たす人としてします。

(1) 三大都市圏または地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当していない市町村）に居住している人

※東かがわ市に住民票を異動する必要はありません。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人

(3) 活動を積極的に実施できる人

(4) 受入団体等と協力しながら意欲的に活動できる人

5 インターン隊員の身分

インターン隊員と市は、業務委託契約を締結します。市との雇用契約はありません。なお、活動期間中は、東かがわ市地域おこし協力隊インターン隊員として、市が委嘱します。

6 委託料及び費用負担等

(1) 委託料

委託料は、活動日1日あたり12,000円とします。なお、支払いは源泉徴収後の額とします。

(2) 費用負担

原則、応募から活動にかかる費用は、応募者が負担するものとします。

また、活動中に事故や怪我等でインターン隊員本人または市や第三者に損害を与えた場合において、市からの補償はありませんので、保険に加入するなど。

(3) 宿泊及び移動等

宿泊及び移動等については、インターン隊員が用意することになります。なお、事前相談をご希望の方は、「9 応募・問合せ先」までお問い合わせください。

7 応募方法

(1) 応募書類

- ① 東かがわ市地域おこし協力隊インターン応募申込書
- ② 住民票の写し（申込日の1カ月前に取得したもの。コピー可）

(2) 応募方法

以下のどちらかで申請してください。

① Web申請

申請フォーム (<https://logoform.jp/f/a0QQZ>) に必要事項を入力し、必要書類をアップロードしてください。

② 郵送または持参

(1) 応募書類を平日（午前8時30分～午後5時15分の間）に「9 応募・問合せ先」に提出してください。

(3) 応募申込期間

令和7年7月15日（火）から令和8年2月13日（金）

8 選考の流れ

(1) 審査方法

① 一次審査（書類選考）

- ・応募受付後、随時、一次審査（書類選考）を行います。
- ・審査結果は、応募者全員に文書にて通知します。

② 二次審査（面接）

- ・東かがわ市役所またはオンラインで面接を行います。
- ・二次審査の日時、場所等については、一次審査結果通知の際に合わせてお知らせします。また、二次審査結果については、面接者全員に通知します。

(2) その他

- ・応募書類は、受入先に提出します。
- ・面接は、受入先の代表者または担当者が同席します。

9 応募・問合せ先

東かがわ市 総務部戦略情報課 政策調整・官民連携グループ

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1

電話：0879-26-1201

FAX：0879-26-1210

E-mail：hk-senryaku@city.higashikagawa.kagawa.jp